

# イベントの開催に関する協力依頼

【特措法第24条第9項】

## 【開催に必要な要件】

- ① 全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
  - ② 各イベントの類型ごとに定められた要件等を満たすこと
- ①、②をいずれも満たした場合に、下記の人数上限等による開催を可とする。

➤ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断すること

## 【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

	収容率	人数上限
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合	100%以内※1	5,000人以下 又は 収容率50%以内 のいずれか大きい方
大声での歓声、声援等が想定される場合	50%以内※2,3	

※1 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。

※2 異なるグループ又は個人間では座席を1席は空け、同一グループ内（家族等の日頃行動を共にするグループ。5人以内に限る。）では座席間隔を設けなくともよい。このため、収容率は50%を超える場合がある。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。